

再開を進めることとしました。前回の申入れから時間が経過していますので、新たに契約条項等の変更もあると考え、最新の契約書の提供を依頼する2013年5月21日付「ご連絡」を送付していました。

2013年6月21日付で同社より「回答書」と現

行契約書を受領しました。

「回答書」では、「追出し契約条項といわれる部分は、(中略) 必要に応じて修正を行う予定であり、代理権限については既に改定の検討に入っております。」と回答しています。

民法改正に関するパブリックコメントにKC'sとして意見を提出しました

法制審議会民法(債権関係)部会第71回会議(2013年2月26日開催)において、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」が決定され、4月15日から6月17日までパブリックコメントが募集されました。KC'sは、民法第95条「錯誤(※)」において、通貨選択型投資信託に関する表記の取組みの経験を踏まえ、①相手方の表示に起因する錯誤による意思表示を取消の対象とする規定創設については賛成であること②要件には「不実告知」だけではなく「誤認惹起(ご

にんじゃっき)」も含めるべきであること、以上2点を骨子とする意見を2013年6月13日に提出しました。

※錯誤→意思表示をした者の内心の意思と表示行為が食い違っていることを本人が知らないこと(例:10元と書くとして10円と間違えて書いてしまったような場合)

2013年6月13日付「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に関するパブリックコメントへの意見は KC'sホームページ (<http://www.kc-s.or.jp>) にてご覧ください。

行事のご案内

消費者委員会主催 第3回シンポジウム(大阪) 「消費者契約法の課題を考える」のご案内

消費者委員会では、平成23年8月に「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」を行い、本格的な調査審議を行う体制が整うまでの間、論点の整理や選択肢の検討等の事前準備を行うための調査作業チームを設置し、毎月討議を重ねてきました。本シンポジウムでは、その報告を行うとともに、現行の消費者契約法の課題を考え、改正促進の契機にしたいと考えています。

- ◆日時 2013年7月27日(土) 13:00-16:00 (12:30開場)
 - ◆会場 チサンホテル新大阪 4F No.3・A 大阪市淀川区西中島6-2-19
 - ◆参加費 無料【定員】150名程度
 - ◆申込み 消費者委員会HPからお申込みください。(7月22日(月)締切)
- URL: <http://www.cao.go.jp/consumer/>

- 【プログラム】
○基調報告テーマ: 消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理について
- 【報告者】
河上 正二 消費者委員会委員長 (東京大学大学院法学政治学専攻教授)
山田 茂樹 消費者委員会事務局委員(司法書士)
- パネルディスカッションテーマ: 相談事例に基づく消費者契約法の課題について

- 【パネリスト】(五十音順)
内田 貴 法務省経済関係民法基本法整備推進本部参与
加納 克利 消費者庁消費者制度課課長
中村 哲 (公社) 消費者関連専門家会議(ACAP) 理事(日本生命保険相互会社消費者室長)
樋口 容子 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS) 西日本支部副支部長(消費生活相談員)
丸山絵美子 名古屋大学大学院法学研究科教授
山本 健司 弁護士(清和法律事務所)
- 【コーディネーター】
坂東 俊矢 消費者支援機構関西常任理事(京都産業大学法科大学院教授)



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.44
2013.7.10

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

2013年度通常総会&記念シンポジウム「新しい消費者被害救済制度とKC'sの役割」を開催し、102人が参加しました。総会では全議案を可決しました。

総会・記念シンポジウムは6月22日(土)13時30分から17時00分 エルおおさか南ホールにて開催。

○2013年度通常総会

総会では、西島秀向事務局長が、2012年度事業報告(第1号議案)、決算報告(第2号議案)、役員選任(第3号議案)と定款変更(第4号議案)を提案しました。続いて、2013年度事業計画・活動計算書について報告しました。西島事務局長は「2013年度は、集团的消費者被害回復訴訟制度は予定より1年遅れ国会に提案されたものの、成立するかどうかは予断を許さない状況です。また施行までの周知期間が3年とされています。各適格消費者団体とともに消費者にとって使いやすい制度となるよう提言し、制度が十分に機能するよう周知徹底を進めます。」と報告しました。

また、今年度の活動方針として『公正な市場づくり』を願う消費者・事業者・行政とのネットワークを強め「広く消費者とつながる」活動に重点を置き、差止請求事業をさらに充実して行うとともに特定適格消費者団体の申請要件を整える準備をすすめることを報告しました。

質疑では、他の消費者団体等とのネットワーク活動を教えてほしいとの要望があり、説明しました。また、計画・予算は報告事項でなく審議事項とすべきではないかとの意見がありました。受けとめて理事会で議論するとの答弁をし

ましたが、理事会が柔軟対応をするため報告事項としている旨の説明が監事からありました。

今年改選の役員については理事の安本正男さん、監事の三木秀夫さんが退任され、新たに理事として中村夏美さん、藤原以久子さん、監事として川村哲二さんが就任しました。榎彰徳理事長をはじめその他役員は重任となりました。



◀採決結果▶

出席表決権数98票/表決権総数114票		
第1号議案	2012年度事業報告承認の件	賛成多数で可決
第2号議案	2012年度決算承認の件	賛成多数で可決
第3号議案	役員選任の件	賛成多数で可決
第4号議案	定款変更の件	出席表決権数の2/3以上の賛成多数で可決

選任された役員（2013～2014年度）

役職	氏名
理事長	榎 彰 徳
副理事長	飯 田 秀 男
副理事長	片 山 登 志 子
常任理事	二之宮 義 人
常任理事	坂 東 俊 矢
理 事	筋 祥 子
理 事	伊 吹 和 子
理 事	三 宅 康 平
理 事	島 川 勝
理 事	村 山 泰 弘
理 事	山 田 栄 子
理 事	横 山 治 生
理事(新任)	中 村 夏 美
理事(新任)	藤 原 以 久 子
理事・事務局長	西 島 秀 向
監 事	松 山 治 幸
監事(新任)	川 村 哲 二



○総会記念シンポジウム

消費者団体訴訟制度のもとでKC'sが認定をうけて6年が経過しました。記念シンポジウムでは、その到達と国会で審議されている集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の中身を報告し、展望について意見交換しました。

KC's常任理事の坂東俊矢京都産業大学大学院法務研究科教授・弁護士が「消費者団体訴訟制度と適格消費者団体」をテーマに基調報告をしました。消費者団体訴訟制度ができた経過、適格消費者団体の歩み、新訴訟制度の展望について説明をしました。また、今後、事業者との関係では訴訟だけでなく、相互の信頼関係を基礎にした公正な市場づくりが求められ、消費者団体との関係では差止請求にかかわる情報提供だけでなく、被害回復を通じた協働が必要なることを説明しました。



シンポジウムのメインテーマである集団的消費者被害回復訴訟制度（消費者裁判手続き特例法案）の概要をKC's新制度プロジェクトチーム事務局長の黒木理恵弁護士から、一段階目で勝訴すれば二段階目で該当の消費者が参加し被害を集団的に回復する制度との説明がありました。また、特徴、進捗状況や今後の準備で必要となる体制整備や予算確保などについて紹介しました。



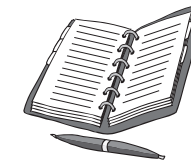
後半のパネルディスカッションのパネリストには、ひょうご消費者ネット理事の酒井富美子さん、前京都府消費生活安全センター長の足立敏さん、KC's検討委員長の五條操弁護士。コーディネーターをKC's常任理事の二之宮義人弁護士が担当しました。

パネルディスカッションでは、「差止請求活動に対する評価（成果と苦労）」「新訴訟制度に対する期待と懸念」に対してそれぞれの立場から発言いただきました。適格消費者団体はこれまで公益的な活動をし、大きな成果を上げています。しかし、その成果が広く知らされておらず、その活動についての国による財政支援などはほとんどないため関係者のボランティアに支えられていることが各パネリストから指摘がありました。また、特定適格消費者団体への支援や新訴訟制度を消費者に知らせていくことなどについて白熱した議論が繰り広げられました。

会場からは、消費者問題特別委員会の上西小百合衆議院議員、内閣府消費者委員会の河上正二委員長、適格消費者団体を目指す熊本の本原彰

宏弁護士、麗澤大学の高嶋教授、国府泰道弁護士にご発言いただきました。新訴訟制度が有効活用できるよう活動していくことを確認し、シンポジウムを終了しました。

最後に、まとめとして片山登志子KC's副理事長より消費者市民社会の実現のために奮闘していく決意をのべました。



集団的消費者被害回復訴訟制度は国会会期末をむかえ継続審議となりました

6月4日（火）衆議院本会議で法律案（内閣提出）について森まさこ大臣が趣旨説明をしました。2人から質疑がありました。

6月7日（金）衆議院消費者特別問題委員会で、提案理由の説明が行われました。

6月13日（木）同委員会で、審議が始まり7人から質疑がありました。

6月20日（木）同委員会で、審議。7人から質疑がありました。国民生活センター野々山宏理事長が参考人として出席しました。

6月25日（火）同委員会で、閉会中審査とする旨等に異議なく、確認されました。

6月26日（水）衆議院が会期末で閉会となり継続審議となりました。

差止裁判・申入れ活動について

(1) 住宅金融支援機構より、団体信用生命保険の中途解約条項について計算方法の開示などを尋ねた「再々お問い合わせ」に対する「ご回答」が届きました。

年払い方式で支払う保険料について一切返済しないとしている条項を、加入者の繰上返済・脱退等を基準に保険料を月割計算に基づいて返還する旨の条項に改めるよう申入れ、2013年7月1日より改善されるとの趣旨で、4月1日に同機構ホームページにて公表されました。

その計算方法の開示などを尋ねる「再々お問い合わせ」をしていましたが、「関係機関への事務手続きの周知及び事前調整が済み次第、同機構ホームページで開示予定」との2013年5月31日付「ご回答」を受領しました。

(2) 富久屋マネージメント㈱に対して送付していた「ご連絡」への回答が、㈱VeaU Bridalから届きました。

同社に対して2013年4月26日付「ご連絡」を送付していましたが、関連会社㈱VeaU Bridalから、2013年5月25日付『「契約の取り消しについて」の返答』を受領しました。回答内容は契約書条項を「契約日から使用30日前まで解約手数料30%」から「契約日から使用60日前まで解約手数料20%、59～45日前25%、44～30日前

30%」へ改訂することなどです。

(3) 美術通信教育講座を運営する㈱講談社フェーマススクールズの第1回裁判日程が決まりました。KC'sとして理事長の意見陳述を予定しています。

2012年10月9日、KC'sは同社が使用する美術通信教育講座契約書の使用等の差止を求めて、大阪地方裁判所に差止訴訟を提起していました。

同社は提訴後、本件の東京地裁での審理を求め、移送の申立をしていました。先日移送申立を認めない決定が確定し、第1回期日が7月24日（水）13時15分（大阪地方裁判所）に決まりました。KC'sとして理事長の意見陳述を予定しています。

(4) ㈱Casaに対してご連絡を送付していましたが「回答書」及び現行の契約書を受領しました。

㈱Casaの「保証委託契約書」の契約条項等について消費者契約法などに反し不当と思われる点があると判断し、2011年1月31日以降申入れ活動を行ってきました。その後、類似事案を訴訟提起した関係上、裁判所の法的判断を踏まえた上で、同社に対する裁判上の差止請求の是非について判断する予定でした。しかし、類似事案で和解が成立したことを受け、改めて協議の